

## 令和2年度串間市健幸マイレージ事業実施要領

### 1 目的

この要領は、串間市健幸マイレージ事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき実施する事業について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象となる活動及び付与ポイント

- (1) 要綱第4条第1項における活動及び付与ポイントは、別表1のとおりとする。
- (2) 別表1に定める付与ポイントの合計が100ポイント以上で、抽選できるものとする。
- (3) 別表1の健康づくり活動は、令和2年4月1日以降に行ったもので、令和3年1月29日までにその事実が確認できるものとする。ただし、別表1にあるNo.1とNo.2の健康づくり活動の受診期間については、令和2年4月1日から令和2年11月30日とする。

### 3 申込方法

- (1) 別表1に定めた付与ポイントの合計が100ポイント以上になっているか確認する。
- (2) 申込みする者は、串間市健幸マイレージ事業抽選申込書（別記様式第1号）（以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、串間市医療介護課（以下「医療介護課」という。）、大東支所、本城支所、都井支所、市木支所（以下「各支所」という。）に提出する。ただし、別表1にあるNo.10の健康づくり活動を含まない場合は、郵送、ファックス又はメールによる提出も可能とする。
- (3) 申込書の提出があったときは、受付を行い、申込者にその写しを交付する。ただし、郵送、ファックス又はメールにより提出された場合は、これを交付しないものとする。
- (4) 別表1にあるNo.10の健康づくり活動については、その活動を行ったことが確認できるもの（健（検）診結果通知の写し等）を提出しなければならない。ただし、個人情報保護のため、封筒等に入れ中身が見えないように提出するものとする。
- (5) 申込書は、医療介護課及び各支所で配布するほか、串間市公式サイトからダウンロードできるものとする。
- (6) 申込書には事業参加アンケート欄を設け、記載をお願いする。
- (7) 申込書の提出は、1人につき1枚とする。

### 4 申込期間

申込期間は、令和2年10月1日（木）から令和3年1月29日（金）までとする。

### 5 ポイントの確認

- (1) 医療介護課及び各支所において申込みを受付けたものを集約し、医療介護課においてポイントの確認を行う。
- (2) この事業に参加している者から保持ポイントの確認を求められたときは、参加者本人からの申し出であることを確認の上、医療介護課において回答する。

### 6 記念品及びその数量

記念品及びその数量は、別表2のとおりとする。

7 記念品の抽選及び贈呈

- (1) 記念品の抽選は令和3年2月に行い、当選した者に当選者決定通知書（別記様式第2号）（以下「決定通知書」という。）で通知する。
- (2) 決定通知書の通知を受けた者は、当該決定通知書と引き換えに記念品の贈呈を受けることができるものとする。

8 事業の担当課等

串間市医療介護課

〒888-0001 串間市大字西方 9365 番地 8

電話 0987-72-0333 FAX 0987-72-0310

別表 1

No.	健康づくり活動	付与ポイント
1	国民健康保険特定健康診査の受診（情報提供利用者を含む）	50
2	後期高齢者健康診査の受診	50
3	胃がん検診の受診	50
4	大腸がん検診の受診	50
5	子宮頸がん検診の受診	20
6	乳がん検診の受診	20
7	肺がん検診の受診	10
8	結核検診の受診	10
9	国民健康保険人間ドックの受診	200
10	職場などで行われている健(検)診等で、市で行われているものと同等のもの（個人で受診するものや職場などで行われている健康診査等を含む）の受診	No.1~9と同様
11	Dr エトーの健幸づくり講座への参加	10
12	いきいき元気教室への参加	10
13	健幸教室への参加	10
14	健康づくり地域座談会への参加	10
15	認知症サポーター養成講座への参加	10
16	ヘルシークッキングへの参加	10
17	男性料理教室への参加	10
18	地域まるごと支え合いシンポジウムへの参加	10
19	こころの健康づくり講演会への参加	10
20	市が行う特定保健指導（積極的支援・動機付け支援）の評価終了	100
21	各自治会における健康づくりサポーターに委嘱されている	50
22	食生活改善推進員として活動している	50
23	Dr エトーの健幸づくり講座で「健幸の匠」に認定されている	50

※ただし No.11~17 については、各活動に複数回参加しても各10ポイントを上限とする。

別表 2

No.	記念品	数量
1	串間市共通商品券 1 万円	5
2	串間市共通商品券 5 千円	20
3	串間市共通商品券 3 千円	50